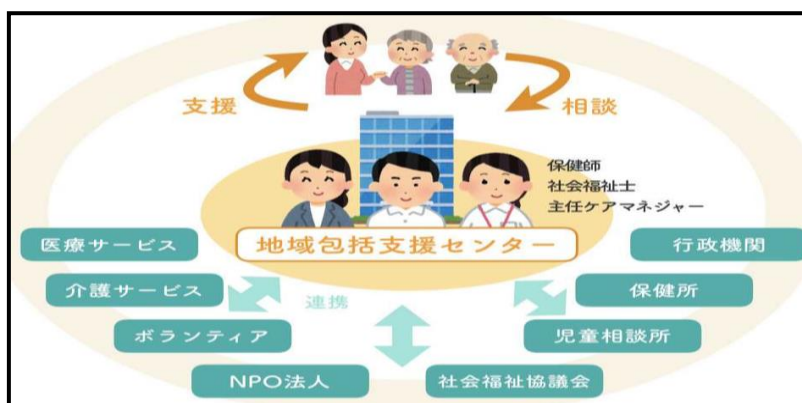


【地域包括支援センター】

三宅町地域包括支援センター（以下「センター」という）は、介護保険法で定められ、高齢者の中核的な総合相談機関として市町村が設置しています。町から業務を受託し、高齢者の健康の保持や生活の安定のため、医療・健康・介護・高齢者虐待等の対応・生活課題等の総合相談対応や介護予防教室の開催、日々、継続的に支援が必要な方への対応等を専門職が連携しながらセンター事業を実施します。

近年の相談内容の傾向としては、独居高齢者や高齢夫婦世帯の認知症発症・認知症に伴う金銭管理が困難・高齢者の親とひきこもり傾向の子供世帯等の相談が増加。内容も複雑化しており、医療機関・警察・福祉事務所・金融機関や引きこもりサポートセンター等、高齢者とその家族が在宅で暮らしていけるよう、様々な関係機関と連携しながら課題解決に向けて対応します。




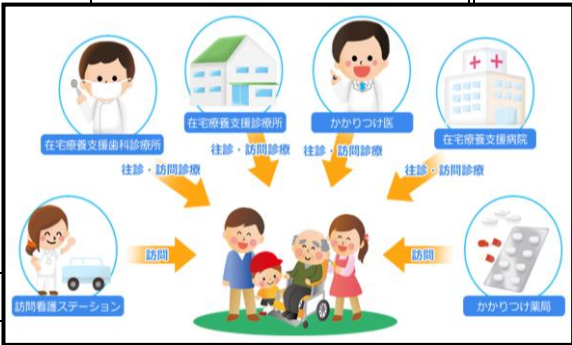
実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
I. 総合相談業務			300,000	50,000
高齢者の総合相談窓口として、医療・健康・介護・認知症・高齢者虐待・生活課題の相談対応を行います。				
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等	100,000	
①総合相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ●センター窓口・訪問・電話にて継続的に支援対応 ●高齢者の体調の悪化等にて医療機関受診が必要と判断した場合は受診同行支援、人命救助が必要な際は救急搬送支援等の実施。 	●相談が入り次第、随時対応		

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
<p>②出張相談会 (みんなの保健室)</p>	<p>●各地域や高齢者が集まる場へセンター職員が出張し、センター事業周知・健康チェック・身体測定・フレイル予防や疾患予防に関するリーフレット、栄養食品の配布等を実施。</p>	<p>実施回数 案内リーフレット等</p> <p>●各地域へ出張：10回/年 ●あざさ苑・ATM等：6回/年</p> 	200,000	
<p>Ⅱ. 権利擁護業務</p> <p>家族や医療・介護サービス等の支援だけでは生活が困難な状況にある高齢者を専門的視点から支援を実施します。</p>			85,000	30,000
<p>①成年後見制度利用支援と制度に繋がるまでの支援</p>	<p>●認知症等で金銭管理や書類等手続きが困難となった場合、本人と面談し、必要と判断した場合、制度に繋がるまでの期間、各種支払いや郵便物の確認等の支援を実施。</p> <p>●「成年後見制度」のリーフレット配布や地域に設置。</p>	<p>実施回数 案内リーフレット等</p> <p>●相談が入り次第、随時対応</p> 	40,000	

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
事業名 ②高齢者虐待等の対応	実施内容 ●相談が入り次第、町と連携し、虐待認定可否かを慎重に判断する。緊急性が高い場合は警察や医療・介護機関等と協力し、養護者との分離のため、緊急入所の各種申請手続き代行業務を実施。 ●「高齢者虐待防止」のリーフレット配布や地域に設置。	実施回数 案内リーフレット等 ●地域住民や医療介護等の関係機関から相談が入り次第、随時対応。	45,000	
Ⅲ. 包括的・継続的ケアマネジメント業務			45,000	45,000
地域における包括的・継続的なケアを実現するため、介護支援専門員（以下ケアマネジャーとする）と連携を図り、支援困難ケースの助言等を実施します。				
事業名 ①ケアマネジャーに対する個別支援	実施内容 ●【支援困難ケース対応】（認知症・精神疾患・虐待・独居・経済的困窮等）の相談に対して、具体的な支援方法を専門的視点から助言や指導を実施。 ●【地域ケア会議】支援困難ケースの内容に応じて、医療・介護・福祉やその他関連する専門職と課題解決に向けた地域ケア会議を実施。	実施回数 案内リーフレット等 ●相談対応：随時対応。 ●地域ケア会議：6回/年程度	45,000	
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>地域ケア会議のご案内</p> <p>目的</p> <p>①個別ケースの検討を通して、生活課題の解決や状態の改善に導き、自立を促す。 ②高齢者の QOL(生活の質)の向上 生活課題の原因や、利用者の持つ強みを明らかにし 第三者・専門職を交えることで幅広い視点を持つ ⇒介護支援専門員のアセスメント力の向上</p> <p>効果</p> <p>①高齢者の QOL(生活の質)の向上 ②多職種からの専門的な助言を得たケアマネジメント、ケアの提供 ③多職種協働・連携の強化(参加者の合意形成、ネットワーク構築) ④ケアマネジメントの視点やサービス提供の知識・技術を習得、スキルアップ ⑤地域課題の発見・解決</p> <p>約束ごと 参加者は、介護保険法・個人情報保護法の規定に従って、個人情報を守ります。</p> <p>検討事例</p> <p>要支援者・要介護者</p> </div>				

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
IV. 介護予防業務 日頃から継続して介護予防に取り組むきっかけとなるよう、リハビリ専門職を高齢者が集まるサロンや団体に派遣したり、介護予防教室を実施します。			4,028,780	3,238,300
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等		
①介護予防普及啓発事業 (介護予防教室)	●運動・認知機能低下予防・口腔機能向上・栄養改善を複合した介護予防教室を実施。	●体力に自信あり：8回/1コース×2コース実施 ●体力に自信ない：12回/1コース×3コース実施 	3,678,780	
②地域リハビリテーション活動支援事業 (介護予防出張講座)	強化 ●高齢者が集まる団体や自主活動グループに向けて、運動・認知機能低下予防・口腔機能向上・栄養改善を目的とした講座を公民館等で実施。		350,000	

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
V. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 (ケアマネジャー業務) <p>要支援認定者に対して身体状況をアセスメントし、在宅で生活を維持するために必要なサービスを調整し、ケアプランを作成します。</p>			2,437,300	2,917,208
			2,437,300	
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等		
①要支援認定者へのケアプラン作成や介護サービス調整	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定者を担当する介護支援専門員は外部委託にて実施しており、適切に介護サービスの利用ができています。また、委託先の事業所へ利用者の身体状況等の聞き取りを定期的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、85名の要支援認定者（支援1・2）がサービスを利用中。 ●新規で認定者があれば介護支援専門員の紹介とセンターとの契約を実施し、介護サービスにスムーズに繋ぐ。 		
VI. その他の事業			335,000	149,000
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等		
①認知症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●【認知症初期集中対応】 認知症専門医療機関未受診の人に対して、医療・介護・精神科相談員等がチームを組み、定期的な治療や受診に繋がるよう支援。また、自宅での対応方法助言や介護相談等、家族への支援も行う。 新規●【物忘れ相談会】 認知機能セルフチェック機器を利用し、個室で予約制にて実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の受診相談や認知症の相談が入り次第、随時対応。 ●物忘れ相談会：6月・12月 	95,000	

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等	140,000	
②認知症 サポーター 養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の患者数は軽度も含めると増加傾向であり、「認知症を正しく知り、認知症の人とその家族への適切な対応方法」に関するの講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●2回/年実施。要望があれば、各団体や地域向けに随時実施。 		
③在宅医療・介護連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ●【退院調整】医療機関から退院の連絡があった際は速やかに医療機関と連携し、自宅の環境整備や退院後必要とされる医療・介護・生活支援サービスの調整を行い、早期に回復できるよう支援。 ●【医療機関受診支援】医療機関受診が必要な状態だが、受診を拒否、または身体的・環境的要因によって受診が困難なケースの相談があれば家族や医療機関等と連携を図り、受診ができるよう支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ●随時対応 ●随時対応 ●家族等からの協力が得られないと判断した場合、初期の支援として、初回受診同行や内服自己管理の調整等を行い、継続して治療ができるよう、訪問型医療サービス等に繋げる。 	50,000	

実 施 事 業			当年度予算額	前年度予算額
			50,000	
事業名	実施内容	実施回数 案内リーフレット等		
④高齢者の個別訪問	新規 ●【高齢者の個別訪問】 自宅内の寒暖差が激しい夏と冬に高齢者宅へ訪問し、健康チェックや熱中症・ヒートショック予防の啓発を行い、高齢者の実態把握を実施。	●町社協職員等と協力し、夏と冬に訪問（予定）		